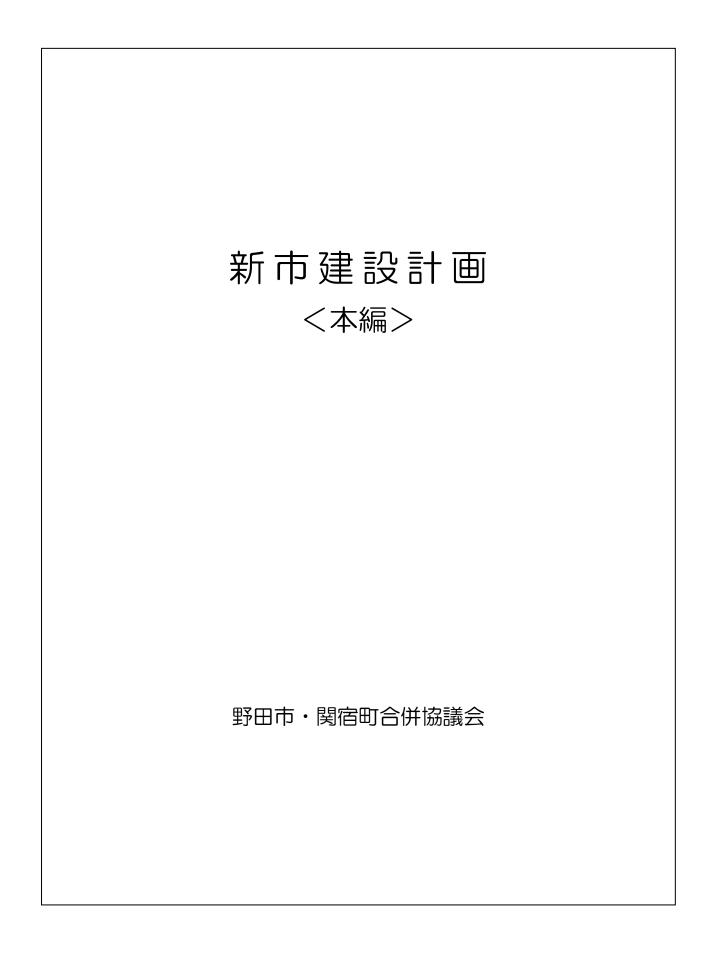
資 料

- ●新市建設計画〈本編〉
- ●野田市総合計画審議会条例
- ●野田市総合計画審議会諮問書
- ●野田市総合計画審議会答申書
- ●野田市総合計画審議会委員名簿
- ●策定経過



…目 次…

I	序論	
	1.合併の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1)地方分権と行財政基盤の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2)地理的一体性と歴史的進展 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2.計画策定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1)計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(2)計画の構成	2
	(3)計画の期間	2
	3.住民の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
П	新市建設の基本方針	
	1.新市まちづくりの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(1)市民参加によるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2)両市町の総合計画を継承したまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(3)新市の一体性の醸成及び均衡ある発展に資するまちづくり・・・・・・・・	5
	(4)行財政運営の効率化によるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2.土地利用構想 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
Ш	各分野における重点事業等	
	1.1000013000000000	7
	2.保健・福祉・医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3.教育・文化の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	4.生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	5.産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	6.都市基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
IV	県事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
V	公共施設の統合整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
VI	財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

I 序論

1.合併の必要性

(1)地方分権と行財政基盤の強化

国から地方自治体への権限委譲による地方分権が進む中、住民に最も身近な行政主体である 市町村は、住民の生活圏の拡大や住民ニーズの多様化・高度化に対応した質の高い行政サービ スの提供が求められている。一方、我が国全体の財政が厳しさを増す中、少子・高齢化の進展 等に伴う行政需要の増大、地方交付税制度の見直しを始めとする地方財政の枠組みの変更など、 市町村財政は今後一層の厳しさが予想される。

このような状況のもと、行財政基盤の強化により、様々な課題に取り組むための総合的な行政能力の向上が従前にも増して求められている。

(2)地理的一体性と歴史的進展

野田市と関宿町は隣接し、利根川、江戸川及び利根運河に囲まれた、相互に最も地理的に一体性の高い市町であり、関宿町にとっては、県内において隣接する市町村は野田市に限られている。

野田市は、昭和25年に野田町、旭村、梅郷村、七福村の1町3村が合併して県下8番目の市として誕生した後、昭和32年に川間村、福田村の両村を編入した。また、関宿町は、昭和30年に関宿町、二川村、木間ケ瀬村の1町2村が合併し、それぞれ現在に至っている。

その間、昭和40年代に両市町において合併の気運が高まった時期もあったものの、合意には 至らず、現在の市域・町域が維持されてきたが、上記のような状況の中、平成13年夏、関宿町 より野田市に対して合併への働きかけがなされ、平成14年4月、法定の合併協議会が設置され た。

2.計画策定の方針

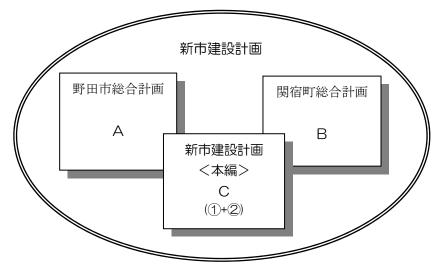
(1)計画の趣旨

本計画は、新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上を図るとともに、新市の均衡ある発展を図るために策定するものとする。

(2)計画の構成

すものとする。

本計画は、新市建設計画〈本編〉、「野田市総合計画」及び「関宿町総合計画」で構成する。 「野田市総合計画」及び「関宿町総合計画」は、徹底した住民参加により作成され、共に平成13年度からスタートした。両総合計画は合併を前提として策定されたものではないものの、その基本的な方向性は引き続き維持できると考えられる。したがって、新市建設計画は両総合計画をベースとし、新市建設計画〈本編〉では、①両総合計画で重複している事項を調整したうえで、②新市の一体性の醸成及び均衡ある発展に資する重点事業・新規事業に関する事項を示



(3)計画の期間

本計画の期間は、野田市総合計画の計画期間である平成27年度までとする。 なお、両市町の総合計画は、合併後、新市において所要の見直しを行う。

3.住民の意見

本計画案の作成にあたっては、野田市、関宿町の総合計画作成に参加された野田市まちづくり市民 100 人委員会と関宿町 21 世紀まちづくり懇談会のメンバーからなる「新市まちづくり委員会」において意見を聴取するとともに、地区別懇談会、各界懇談会において新市まちづくり委員会の提言を踏まえ、市民・町民の意見を聴取した。また、郵送・ファックス・ホームページでも意見を受け付けた。

<意見聴取した主なテーマ>

課題1 長期構想の重複事項

- ・ 関宿町の新市における位置付け
- ・ 二重投資のおそれのある施策・事業

課題2 一体性の醸成、均衡ある発展のための事業

- 野田市政 100 年の計
- ・ 千葉県への要望事項

<意見の紹介>

- 1) 課題1 「長期構想の重複事項」について
 - (1) 関宿町の新市における位置付け
 - ①関宿町の中心核とされている点を踏まえ、関宿中央ターミナルエリアをどう位置付けるか
 - ・ 関宿中央ターミナルの機能を考慮しつつ周辺整備を進め、町役場等を含めて地域サービス核又は副中心サービス核として位置づける。

②現在の町役場をどう有効活用していくか

- 関宿庁舎で各種届出ができるよう窓口を残し、地域の利便性を確保する。
- ・ 地域の拠点施設として、行政サービス機能に合わせて、文化、福祉、コミュニティや商工会館、関根金次郎会館等の複合機能を持たせる。
- ・ 誰もが安全かつ利用しやすい施設への改善を図る。
- ③4つの共創ゾーン、6つの共創拠点の考え方を新市のまちづくりにどう活かしていくか
- ・ 交通手段の整備を図りつつ、地域特性を考慮したバランスのとれたゾーン形成を図る。

(2)二重投資のおそれのある施策・事業

- ①公園及び体育施設について
- 施設の整備水準や需要、アクセス性等を十分考慮した整備が必要である。
- 既存施設の有効利用を図るとともに、新たな整備には慎重な検討が必要である。

②博物館について

- ・ 多くの来館者を期待できるように、他の施設の併設や立地等を考慮して整備を検討する。
- ・ 企画等による博物館の特徴の明確化と柔軟で効率的な運営を図る。

(3) その他重複事項

- ・ 住民の意見、地域の公平性、維持費等を踏まえた、住民が納得できる必要な公共施設の 整備を推進する。
- 現学校施設の積極的な開放、有効利用を促進する中で、施設整備の要、不要を判断する。

2) 課題2 「一体性の醸成、均衡ある発展のための事業」について

(1)野田市政100年の計について

- ・ 長期的な見通しに立った見本となる合併の推進を図る。
- ・ 広域交通体系等の交通基盤を確立し財政基盤の強化、観光の活性化を図る。

(2)千葉県への要望事項について

・ 県に要望した新市の骨格的基盤となる幹線道路の整備を促進する。

(3) その他一体性の醸成、均衡ある発展のための事業

- ・ ITを利用したサービス水準の確保や広報等の情報提供システムの充実を図る。
- ・ 地域間の交流を促進させる住民の活動の支援や施策の推進を図る。
- 地域医療体制の整備・充実を図る。
- ・ 学校環境や教育内容・制度の充実を図るとともに青少年の健全育成を図る。
- ・ 地域文化の保存、継承と観光資源としての活用とともに、文化施設等の誰もが利用しや すい環境の改善、充実を図る。
- 河川の整備とともに河川を活かしたまちづくりと観光への活用を図る。
- ・ ごみ減量化、ごみ・し尿処理体制の確保や緑地の整備等により循環型社会形成を推進する。
- 簡易水道の上水道化、下水道の整備促進を図る。
- ・ 安心して暮らせるための防犯・防災体制、消防体制の充実を図る。
- ・ 地域の資源を活かした産業振興を推進する。
- ・ 地下鉄8号線・東武野田線の複線化等の整備による広域交通利便の向上を図る。
- ・ 地域交通利便性の向上や高齢者福祉等の推進のため、循環バス等バス路線の整備を図る。
- 駅前広場及び駅周辺整備を推進する。
- ・ 南北に細長い地形に対応しアクセス道路、生活利便性に直結する生活道路等の整備を図 る。
- ・ 地域の特性を活かした土地利用を図り、バランスのとれた住みよい都市を形成する。

3) 合併に関するその他の意見

- ・ 高齢者が安心かつ健康に暮らせる環境整備等を図る。
- ・ 職員数、議員数の削減等による行政のスリム化と住民サービス水準の確保を図る。
- ・ 長期的な見通しの上に立ち限られた財源の中、均衡ある発展に資する財政運営の推進を 図る。

Ⅱ 新市建設の基本方針

1.新市まちづくりの考え方

(1)市民参加によるまちづくり

これまで両市町で取り組まれてきたように、市民参加のもと、市民と行政が協働して新市のまちづくりを進める。

(2)両市町の総合計画を継承したまちづくり

「計画の構成」(2頁)で述べたとおり、徹底した住民参加により作成された両市町の総合計画の考え方及び施策・事業を継承する。

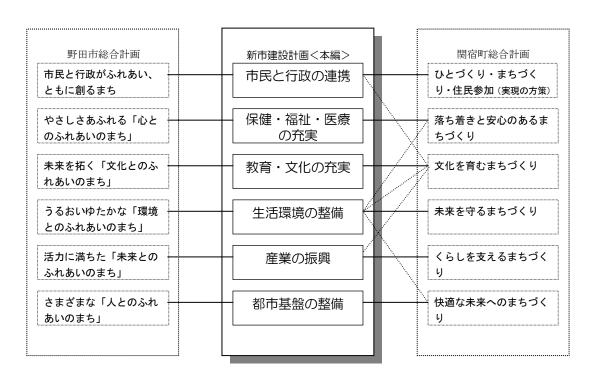
(3) 新市の一体性の醸成及び均衡ある発展に資するまちづくり

関宿庁舎の複合施設としての整備、各種福祉施設・学校教育環境の充実、コミュニティバスの運行や道路・鉄道整備による交通アクセスの強化など、各種事業・施策の展開により、新市の一体性の醸成及び均衡ある発展に資するまちづくりを進める。

(4) 行財政運営の効率化によるまちづくり

行政サービスを低下させずに、行政組織のスリム化等による効率的な行財政運営を行う。

なお、新市建設計画〈本編〉を取りまとめるに当たっては、両市町の総合計画の基本目標を次のように整理する。



2.土地利用構想

野田市総合計画の「都市構造・土地利用の方向」、関宿町総合計画の「土地利用構想」を継承するが、関宿中央ターミナルを中心とした関宿町の中心核エリアを、関宿町役場(関宿支所)周辺を含めて新市の地域サービス核の一つとして位置づける。(合併後の新市における総合計画の見直しに反映する。)

Ⅲ 各分野における重点事業等

1.市民と行政の連携

野田市総合計画 (→P66 基本目標1 市民と行政がふれあい、ともに創るまち)

地方分権が進展する中で、地域のことはできるだけ地域が自主的に決め、自主的に運営できるようになることが望まれる。これからのまちづくりは、以前にもまして、市民の積極的な参加のもとに、市民と行政が二人三脚で進めることが重要になる。そのため、市民がまちづくりに参加する意識を醸成するとともに、市民との協働作業を通じたまちづくりを継続して推進する。

このような市民と行政の連携は、個人がまちづくりに参加するだけでなく、大人から子どもまで含めた、地域での取り組みが重要である。地域としての取り組みの充実に向けて、その基盤となるコミュニティの醸成を推進する。国際化が進展する中で、こうしたコミュニティの醸成は、外国人も含めて推進する。また、男女共同参画社会の実現に向けて取り組む。

市民との協働によるまちづくりを進めるためには、市民がまちづくりに関わる情報を十分に理解できるように、個人情報の保護に配慮しつつ、情報公開、広報活動を推進する。審議会の公開等も検討する。

さらに、今後の社会構造を大きく変える情報技術を活用し、情報の管理、情報提供のネットワークの整備、情報化教育等を推進することによって、市民参加によるまちづくりを促進する。

関宿町総合計画

(→P104 ひとづくり・まちづくり・住民参加)

共に創る担い手として、住民の多面的な個性を生かし、まちづくりをすすめるために的確な情報提供とマルチメディア時代に沿った情報網の充実に努めます。

また、本町の保有する情報を公開し、町政に関し、住民に説明する責務を全うするとともに、住民の町政への参加を促進し、公正でより開かれた町政の実現に努めます。

さらに、住民の意見・要望を町政に反映させるため、積極的に住民の意見、提言等を取り 入れる体制づくりを確立し、行政施策を展開します。

(→P21 文化を育むまちづくり)

個性豊かなひとづくりの可能な教育環境、創造性のある文化活動およびその場所の整備、せきやどの全ての住民の顔の見えるコミュニティの共創をめざします。

【一体性の醸成、均衡ある発展のための重点事業・新規事業】

<重点事業>

基本方針	重点事業
市民協働型まちづくり	■関宿庁舎の整備 [新規事業]
の推進	■関宿コミュニティ会館(仮称)の新設(小ホール等)(関宿庁舎内)
	■自治会集会施設の整備 [野田市総合計画-P88] [関宿町総合計画-P84]

■関宿庁舎の整備

新市における関宿地域の活性化及び住民と行政が連携したまちづくりを推進し、地域の均衡ある発展に資するため、関宿庁舎を求心力のある複合施設として整備する。住民への窓口機能を有する支所と併せ、図書館、コミュニティ会館、関根名人記念館、商工会館等を整備し、様々な立場、世代の人々が利用でき、常に多くの人が訪れ賑わいのある施設とする。

■関宿コミュニティ会館(仮称)の新設(小ホール等)

関宿町の3箇所の既存コミュニティセンターを地区公民館として位置付けることを踏まえ、 住民の自主的なコミュニティ活動の充実及び新市における均衡のあるコミュニティ施設の配 置を実現するため、関宿庁舎に小ホールを備えたコミュニティ会館を新設する。

■自治会集会施設の整備

合併後の地域コミュニティ活動の充実、住民自治の増進を図るため、地区コミュニティ活動の拠点として、自治会集会施設の整備を進める。

<その他の新規事業>

基本方針	その他の新規事業
市民協働型まちづくりの推進	■合併記念式典及び記念事業
· June	■野田市庁舎執務室の整備
	■コンピュータシステムの統合・整備

■合併記念式典及び記念事業

新市としての一体的な住民意識の醸成や住民交流の活発化を図るため、合併を祝し、記念 式典及び記念事業を行う。

■野田市庁舎執務室の整備

野田市庁舎へ事務を統合するため、オープンフロアや会議室などにおいて執務室を整備する。これに伴い住民が使用できる会議室が不足とならない措置を講じる。

合併に伴い電鼻¶ ワークを整備し、住	情報処理システムの :戻サービスの充実		に、「アロイツ	トリーク及い公司	モイット
		C [2] V ₀			

2.保健・福祉・医療の充実

野田市総合計画 (→P66 基本目標 2 やさしさあふれる「心とのふれあいのまち」)

本格的な少子・高齢社会の到来、障害者やその家族を取り巻く環境と障害者自身の意識の高まりなど社会情勢の著しい変化に伴い、福祉サービスに対するニーズが複雑多様化し、かつ増大していくことが見込まれる中で、地域の市民と行政が役割分担を行いつつ、保健・福祉・医療の相互の施策分野の連携を通じて、これらの施策の充実を図っていく。

具体的には、まず、福祉の分野について、高齢者については、自立し、精神的・社会的に充実した生活を送り、満足感の得られる「心豊かな」高齢期を過ごしていくため、生きがいと健康づくりに努めていく。介護サービスの充実も重要である。

また、児童については、子育てに関する情報を提供したり、保育サービスの多様化を検討していくなど、子育てのしやすい環境の整備を推進していくとともに、子どもが健やかに成長していける環境づくりを推進していく。さらに、障害者については、障害者の社会参加を困難にしているあらゆる障壁を取り除き、参加の機会を保証するバリアフリーの視点から各種施策の充実を図っていく。

次に、保健の分野については、市民の健康増進と、疾病予防の強化を推進する。また、医療の分野については、医療情報・知識の提供、在宅医療の充実など保健医療体制の充実に努めていく。

関宿町総合計画 (→P21 落ち着きと安心のあるまちづくり)

ひとがひととして、充実した地域生活を営んでいくために維持しなければならない条件として、社会福祉の充実・健康管理システムの整備・秩序の安寧の3つがあげられます。地域全体で共創する社会福祉の推進と健康管理と防災防犯などの秩序づくりをめざします。

【一体性の醸成、均衡ある発展のための重点事業・新規事業】

<重点事業>

基本方針	重点事業
障害者福祉の充実	■障害者総合相談センターの新設 [新規事業]
	■知的障害者更生施設の新設又は増設 [新規事業]
	■あさひ育成園へのエアコン設置 [新規事業]
児童福祉の充実	■関宿小学校区における学童保育所の新設 [関宿町総合計画-P50]
	■ことば相談室の新設 [新規事業] (関宿庁舎内)
	■保育所へのエアコン設置 [新規事業]
	■保育所のトイレ改修 [新規事業]

■障害者総合相談センターの新設

障害者福祉サービスの充実のため、身体、知的、精神の各障害者についての総合相談センターを新設する。相談業務及び障害者ケアマネジメント業務の一元化により、様々なニーズをもつ利用者へ適確かつ継続的な支援が可能となる。

■知的障害者更生施設の新設又は増設

近い将来、野田・関宿両地域において通所希望者の増加が予想されることから、入所待機者の解消のため、また、サービス水準を低下させないため、新市において施設の新設又は増設を計画する。なお、整備に当たっては民設民営による効率的な運営を図る。

■保育所及びあさひ育成園へのエアコン設置

両市町の公立保育所の一部の保育室ではエアコンが整備されていないため、均衡ある環境 水準の確保及び健康かつ安全で機能的な環境確保のため、全保育室へのエアコン設置を進め る。また、あさひ育成園のトイレにもエアコンを設置する。

■関宿小学校区における学童保育所の新設

両市町で唯一、学童保育所(児童クラブ)が未整備であった関宿小学校区においては、区 画整理により近い将来、需要増が予想されるため、また、新市におけるサービス水準の均衡 を図るため、同学校区に学童保育所を新設する。

■ことば相談室の新設

関宿町では未整備のため、これまで野田市の現施設で関宿町からも一定数の相談を受け入れてきたが、言語障害に関する相談が両市町において増加傾向にあり、現施設だけでは対応が困難であるため、また、新市におけるサービス水準の均衡を図るため、関宿庁舎にことば相談室を新設する。

■保育所のトイレ改修

両市町の公立保育所において、洋式も備えた衛生的なトイレの改修を進める。

3.教育・文化の充実

野田市総合計画 (→P67 基本目標3 未来を拓く「文化とのふれあいのまち」)

次の世代を担う子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりの市民が豊かな人生を送ることができるように、学校のみに依存するのではなく、学校・地域・家庭がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して教育を推進することができるような教育環境の充実を推進する。

学校においては、生きる力を育成するため、基礎基本を踏まえ、教育体制を工夫し、心の教育を推進する。そのためには、教科の枠を越えた学習内容や子どもの興味関心を大切にした指導方法を工夫する。教育内容としては、自然環境とのふれあい、先進的な情報教育、道徳教育、食教育等を充実する。また、魅力のある地域人材の確保に努め、教職員の資質能力の向上をめざすとともに、教育施設・教育設備などを充実する。

生涯学習については、市民の自主的な学習活動への支援を基盤としつつ、社会教育・文化・スポーツ・レクリエーションの各分野にわたって活動の場となる施設整備を推進するとともに、参加機会を促進・充実する。多様化する学習要望に対応する社会教育の体系化と充実、地域的特性を活かしたまちづくりの基礎となる芸術・文化の振興、スポーツ・レクリエーションその他の指導者の育成等学習活動を支援する市民人材の育成と活用、次代を担う子どもたちが健やかに育っていくための青少年活動を充実する。

関宿町総合計画 (→P21 文化を育むまちづくり)

個性豊かなひとづくりの可能な教育環境、創造性のある文化活動およびその場所の整備、せきやどの全ての住民の顔の見えるコミュニティの共創をめざします。 さらに活力あるスポーツ・観光を通して、町外へむかうコミュニケーションの広がりを共創します。

【一体性の醸成、均衡ある発展のための重点事業・新規事業】

<重点事業>

	T
基本方針	重点事業
学校教育の充実	■小・中学校へのエアコン設置 [野田市総合計画-P129] [関宿町総合計画-P81]
	■小・中学校、幼稚園のトイレ改修 [野田市総合計画-P129][関宿町総合計画-P81]
	■小・中学校の耐震補強 [野田市総合計画-P129][関宿町総合計画-P81]
	■情報教育の充実 [野田市総合計画-P128][関宿町総合計画-P81]
生涯学習の充実	■野田市陸上競技場の整備 [野田市総合計画-P136]
	■関宿町総合公園の整備 [関宿町総合計画-P91]
	■関宿図書館(仮称)の新設 [新規事業] (関宿庁舎内)

■小・中学校へのエアコン設置

両市町の公立小・中学校の一部ではエアコンが既に整備されているため、均衡ある教育環境 水準の確保及び健康かつ安全で機能的な教育環境確保のため、全小・中学校へのエアコン設置 を進める。

■小・中学校、幼稚園のトイレ改修

両市町の公立小・中学校、幼稚園において、洋式も備えた衛生的なトイレの改修を進める。

■小・中学校の耐震補強

非常災害時における児童生徒の安全の確保を図るとともに、地域住民等の応急避難場所としての機能を確保し、防災機能の充実・強化を図るため、耐震診断により補強工事が必要とされる小・中学校の耐震補強を進める。

■情報教育の充実

学校教育の一環として、情報教育の充実を図るため、両市町の小・中学校において、情報教育機器及び通信ネットワーク回線の整備を推進してきているが、新市においても均衡ある整備を進める。

■野田市陸上競技場の整備

新市における唯一の陸上競技場として、また他種目にも活用できるスポーツ・レクリェーションの活性化を促す中核施設として、陸上競技場を整備する。

■関宿町総合公園の整備

都市公園水準が低い状況にある関宿地域の公園を充実するため、また、野田地域に近接する体育施設を備えた総合公園として、新市の住民の利便性向上、交流機会の増進、一体感の 醸成等に寄与するため、関宿町総合公園の整備を継続して推進する。

■関宿図書館(仮称)の新設

関宿地域はこれまで公共図書館が未整備であり、新市における図書館サービスの均衡を図るため、関宿庁舎に図書館を新設する。

4.生活環境の整備

野田市総合計画 (→P67 基本目標 4 うるおいゆたかな「環境とのふれあいのまち」)

市民が安心して気持ちよく暮らせるまちづくりを進めるためには、安全性を高めるとともに、生活のアメニティを高める。

安全性の高いまちづくりに向けて、交通安全意識の高揚や交通安全施設等の整備を進める とともに、防犯対策や地震等の自然災害に対する防災対策を推進し、地域ぐるみによる取り組 みを充実させる。

上下水道の面では、下水道等の汚水処理対策を進めるとともに雨水排水への対応を充実する。また上水道については、災害や渇水時の水の確保等の対応を図る。

廃棄物(ごみ)については、市民、事業者や企業と連携して減量化やリサイクルのために、 ごみの分別をさらに推進するとともに、ごみ処理施設の充実を図る。

自然環境については、現在ある資源を積極的に維持整備するとともに、植樹、公園整備などによって、豊かな自然環境を創造していく。また、道路整備等の都市基盤整備にあたっても環境に配慮して取り組む。

景観・都市美化については、歴史的資源や自然環境を活用し、また商店街の活性化にも配 慮するなど魅力的なまちづくりを進めることが必要である。

こうした生活環境の整備にあたっては、市民の自主的な参加が重要であり、その取り組みにあたっての市民の意識醸成を進めるとともに、市民参加の場と仕組みの充実に努める。

関宿町総合計画

(→P21 未来を守るまちづくり)

豊かな自然と共生のできるせきやどの環境は大きな財産です。自然環境、生活環境、ごみ・ し尿対策等、住民一人ひとりの共創をとおして次世代へと残す財産を守ることをめざします。 (→P21 落ち着きと安心のあるまちづくり)

ひとがひととして、充実した地域生活を営んでいくために維持しなければならない条件として、社会福祉の充実・健康管理システムの整備・秩序の安寧の3つがあげられます。地域全体で共創する社会福祉の推進と健康管理と防災防犯などの秩序づくりをめざします。

(→P21 快適な未来へのまちづくり)

都市基盤の整備は、まちの未来へつながるせきやどの財産となります。せきやどの豊富な自然とうまく融合した快適な居住空間の共創をめざします。

(→P21 文化を育むまちづくり)

個性豊かなひとづくりの可能な教育環境、創造性のある文化活動およびその場所の整備、せきやどの全ての住民の顔の見えるコミュニティの共創をめざします。さらに活力あるスポーツ・観光を通して、町外へむかうコミュニケーションの広がりを共創します。

【一体性の醸成、均衡ある発展のための重点事業・新規事業】

<重点事業>

基本方針	重点事業
環境保全の推進	■関宿町総合公園の整備 [関宿町総合計画-P91] (再掲)
消防体制の充実	■消防署出張所(関宿地域)の新設 [新規事業]
	■消防通信指令装置の整備 [野田市総合計画-P159]

- ■関宿町総合公園の整備(再掲 →3.教育・文化の充実)
- ■消防署出張所(関宿地域)の新設

関宿地域の北部は近くに消防署がなく、災害出動に際しては緊急車の到着所要時間が約10分と長い状況であり、消防体制の強化と住民の不安解消を図るとともに、新市における消防・防災分野の住民サービスの均衡を図るため、消防署出張所を新設する。

■消防通信指令装置の整備

合併後は両市町の消防本部を統合し通信指令室を一本化することにより指揮命令を統一する必要があり、また、消防活動の強化、救援・救護活動の円滑化を図るため、消防通信指令装置を整備する。

<その他の新規事業>

基本方針	その他の新規事業
上下水道の整備	■遠方監視制御装置の整備

■遠方監視制御装置の整備

新市における上水道の一体的・効率的管理のため、遠方監視制御装置を整備し、関宿地域の南部浄水場を無人運転とし、野田地域の上花輪浄水場において一極集中監視を行う。

5.産業の振興

野田市総合計画 (→P68 基本目標 5 活力に満ちた「未来とのふれあいのまち」)

今後の野田市の活力と雇用の場を担う産業を振興することが重要である。

国際化、規制緩和などの条件の下で、農業や既存の工業は、産業としての役割を見直しつつ、振興を図っていく。そのため、産業間の連携の促進や事業者や企業の交流機会の提供など、新たな取り組みに対する活動支援を行う。

商業については、中心市街地の活性化に十分留意しつつ、都市基盤整備ともあわせたまちづくりを推進するとともに、観光との連携も視野に入れた積極的振興を図る。さらに、消費者のニーズに対応した、各商店や商店会による新規事業やサービスの提供、事業者や企業の意識の醸成に対して支援する。

観光については、市民自らの取り組みによる観光資源の発掘、一体的な活用を推進するとともに、利用者の立場に立ったPRを推進する。

農業については、農地保全、地力増進、後継者確保等の観点から、農業経営を支援するシステムの確立を進めるとともに、農地については、単に農産物の生産の場としてだけでなく、環境緑地としての役割も明確にしつつ、市民の余暇の場としての利用を推進する。

また、サービス業の成長、知的職種の増大など、経済のソフト化・サービス化などに対応し、今後の成長が見込まれる産業立地を促進するとともに、地域に根ざし、職住近接等を実現する事業者や企業の再配置を推進する。

さらに、高齢者や障害者のための雇用機会を充実させるとともに、働きやすい就業環境の形成に努める必要がある。また、働く人の技術や能力の向上のために、社会人教育の環境を充実する。

関宿町総合計画

(→P21 くらしを支えるまちづくり)

くらしにうるおいをもたらす大きな要素として、経済基盤の活性化があります。そのためには農業では後継者の育成、経営の近代化、独自の農産品の開発等、工業では地域ぐるみでの研究と開発や市場の創造等、商業では核となる商業の集積等、地域全体での産業の共創をめざします。

(→P21 文化を育むまちづくり)

個性豊かなひとづくりの可能な教育環境、創造性のある文化活動およびその場所の整備、せきやどの全ての住民の顔の見えるコミュニティの共創をめざします。 さらに活力あるスポーツ・観光を通して、町外へむかうコミュニケーションの広がりを共創します。

【一体性の醸成、均衡ある発展のための重点事業・新規事業】

<重点事業>

基本方針	重点事業
観光の振興	■関根名人記念館の新設 [新規事業] (関宿庁舎内)
商業の振興	■商工会館の整備 [新規事業] (関宿庁舎内)

■関根名人記念館の新設

地域の活性化及び観光振興の一翼を担いつつ、地域文化の継承、郷土意識の醸成等を図るため、将棋を通し文化の発展に多大な功績を残した関宿町出身の関根金次郎名人の記念館を関宿庁舎内に新設する。

■商工会館の整備

関宿地域の商工業の総合的な改善発展を図るため、関宿庁舎の一部を商工会館のスペース として提供する。

6.都市基盤の整備

野田市総合計画 (→P68 基本目標 6 さまざまな「人とのふれあいのまち」)

これからの活力ある野田市の創出に向けては、広域的な交通基盤の整備を通じて、都市の発展の可能性を高めるとともに、それらを活かした魅力あふれる市街地整備を進める。

また、首都圏の動向を踏まえて、公共交通の整備、計画的な道路整備をあわせて推進する。 交通基盤、都市基盤の整備にあたっては、単なる基盤整備に留まらず、それらを利用する市民の生活環境の向上に配慮したまちづくりをしていく。具体的には、渋滞解消等の利便性の向上に資すること、安全性を確保すること、積極的に自然環境への影響を少なくすること、高齢者や障害者を始めとして、誰にとっても使いやすいものとすること、野田市の良さを活かし、まちの「顔」となるようなイメージをつくること、商店街の活性化や観光の一役を担うにぎわいを創出すること、自転車を活用し野田市の個性を生み出すこと、住居表示の整備を行うこと等があげられる。

関宿町総合計画 (→P21 快適な未来へのまちづくり)

都市基盤の整備は、まちの未来へつながるせきやどの財産となります。せきやどの豊富な自然とうまく融合した快適な居住空間の共創をめざします。

【一体性の醸成、均衡ある発展のための重点事業・新規事業】

<重点事業>

基本方針	重点事業
ふれあいを支える公共交 通の充実	■コミュニティバスの運行 [新規事業]
	■東武野田線の複線化 [野田市総合計画-P184]
計画的なまちづくりの推 進	■川間駅北口駅前広場の整備 [野田市総合計画-P193]
	■梅郷、愛宕、清水公園駅の東口整備 [野田市総合計画-P193]
	なみきおやのい ■次木親野井特定土地区画整理事業、愛宕駅西土地区画整理事業 [関宿町総合計画-P74] [野田市総合計画-P192]

■コミュニティバスの運行

関宿地域から新市庁舎等の公共施設へのアクセス性を高めるとともに、両市町の公共交通 不便地域の改善を図り、新市の一体性の醸成及び均衡ある発展に資するため、コミュニティ バスを運行する。

■東武野田線の複線化

新市の市民の通勤・通学等日常生活の利便性の向上を図り、新市の一体的な魅力あるまちづくりに資するため、東武野田線の複線化を促進する。そのため、将来の全線区間の複線化

を念頭に置きつつ、その第一歩として、梅郷駅―運河駅間の複線化事業を実施する。

■川間駅北口駅前広場の整備

川間駅は、市内6駅の中で最大の乗降客を有し、また駅勢圏の広がりは野田地域北部と関 宿地域の大部分に至っているため、バス・タクシー乗降場などを含む駅前広場の整備により、 関宿地域の最寄り駅となる川間駅北口周辺の交通結節点機能の強化を図る。

■梅郷、愛宕、清水公園駅の東口整備

道路ネットワークと鉄道駅との位置関係を踏まえ、利用者、特に関宿住民の利便性の向上を図るため、梅郷、愛宕、清水公園駅の東口(東口改札口、橋上駅化等)の整備を行い、相互の交通結節点機能を強化し、効率的な鉄道駅利用を図る。

■次木親野井特定土地区画整理事業、愛宕駅西土地区画整理事業

関宿中央ターミナルを中心とした一帯で、幹線道路整備やバス路線等の充実及び商業業務機能等の集積を図ることにより、関宿地域のサービス核の形成やそのアクセス性の向上を促進するとともに、良好な宅地の供給を図るため、次木親野井特定土地区画整理事業を進める。

また、愛宕駅西側で駅前広場、駅前道路等の公共施設整備や商業機能等の集積促進により中心市街地の活性化を図り、新市における中心サービス核の育成に資するとともに、愛宕駅から欅のホール等の公共施設へのアクセス性の向上を図るため、愛宕駅西土地区画整理事業を実施する。

<その他の都市基盤整備事業(例)>

次のような道路・水路整備等により、新市の一体性の醸成及び均衡ある発展に資する基盤 整備を進める。

- 江戸川左岸連絡道路(川間駅アクセス道路)の整備
- ・ 都市計画道路 3・4・4 堤台柳沢線の整備
- ・ 都市計画道路 3・4・11 中野台中根線の整備
- ・ 川間駅北口市道 11030 歩道の整備
- 山崎吉春線(延伸)の整備
- 阿部沼第1排水区六丁四反水路の改修
- ・ クリーンセンター周辺道路の整備
- 町道 3417 号線の整備
- ・ 都市計画道路3・4・3号親野井羽貫線の整備
- 町道 1106 号線の整備
- ・ 都市計画道路 3・4・2 号次木古布内線の整備
- 町道 3384 号線の整備

Ⅳ 県事業の推進

■道路網の整備

新市の交流・連携を強化する幹線道路の整備促進に努める。

- 都市計画道路尾崎中里線(県道川間停車場線)の整備
- ・ 愛宕駅周辺の主要地方道つくば野田線の整備
- 県道川藤野田線(都市計画道路今上木野崎線)の整備
- ・ 野田橋の架け替えを含む浦和野田線(主要地方道越谷野田線)の4車線化並びに芽吹大橋の 架け替えを含む主要地方道つくば野田線の4車線化
- 主要地方道結城野田線の整備
- 主要地方道我孫子関宿線の整備
- ・ 主要地方道境杉戸線バイパスの整備
- ・ 東西に連絡する道路の整備

V 公共施設の統合整備

野田市役所を本庁舎とし、関宿庁舎は、住民への窓口機能を有した関宿支所と併せて、図書館 やコミュニティ会館、関根名人記念館等の多目的施設として整備する。

関宿町の3箇所のコミュニティセンターは地区公民館として整備した上で、住民サービスを低下させないため、現在行っている窓口業務は引き続き継続する。なお、野田市の3箇所の出張所においては、現在の窓口業務に加え、税や福祉関係の窓口を新たに設ける。

消防は、両消防本部を統合して一つの本部とする。関宿町消防署は関宿分署とし、また、関宿 北部地域に関宿出張所を新設する。

VI 財政計画 (合併による影響経費)

夏 人													
M	\$	計画期間合	-	2	ဇ	4	വ	9	7	ω	6	10	Ξ
1 市税													
(制度統一による増減)		4.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
2 地方交付税 (特例借示利償還分)		60.60	C	1 10	2.20	3.31	4 4 1	5.51	6.61	7 71	88	6 6	11 02
3 地方交付税					1			i i				9	
(臨時経費充当分)		8.60	0	1.72	1.72	1.72	1.72	1.72	0	0	0	0	0
4 国庫支出金 (補助金)		4.50	1.50	1.50	1.50	0	0	0	0	0	0	0	0
5 県支出金		₩ ₩											
6 市債 (合併特例債)		231.80	21.07	21.07	21.07	21.07	21.07	21.07	21.07	21.07	21.07	21.07	21.07
#			22.97	25.79	26.89	26.50	27.60	28.70	28.08	29.18	30.28	31.39	32.49
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田													
M	\$	計画期間 合 計	-	2	ဗ	4	2	9	7	8	6	10	11
1 人件費 (一般職員の減)		-121.50	-3.44	-5.08	-6.07	-7.30	-9.10	-11.64	-14.02	-15.17	-16.56	-16.56	-16.56
2 人件費 (議員等の減)			-0.12	-0.12	-0.22	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92	-1.92
3 扶助費、物件費等 (事務事業調整による増)	(man		6.30	6.30	6.30	6.30	6.30	6.30	6.30	6.30	6.30	6.30	6.30
4 物件費等 (国庫補助事業分)			1.50	1.50	1.50	0	0	0	0	0	0	0	0
5 普通建設事業費 (合併特例債事業)		244.00	22.18	22.18	22.18	22.18	22.18	22.18	22.18	22.18	22.18	22.18	22.18
6 公債費 (合併特例債事業)			0	1.57	3.15	4.72	6.30	7.87	9,44	11.02	12.59	14.17	15.74
7 公債費 (合併特例債置換効果)			0	-0.47	-0.94	-1.42	-1.89	-2.36	-2.83	-3.31	-3.78	-4.25	-4.72
丰		241.08	26.42	25.88	25.90	22.56	21.87	20.43	19.15	19.10	18.81	19.92	21.02
Δſſ	₩	68.82	-3 45	60 0-	66 0	3 94	5 73	8 27	8 93	10.08	1147	11 47	11 47
¥	×		0.1	60.0	0.00	t 0.0	20	0.27	0.00	0.00	+	14.	1.1

・地方交付稅(特例債元利償還分)、地方交付稅(臨時経費充当分)→合併特例債に係る交付稅措置(70%)は元利償還金に対してのものであるため初年度は発生しない。 また、合併直後の臨時的経費に係る交付稅措置(8.6億円)も次年度よりとなる。 ・県支出金→合併支援措置の県支出金について千葉県において制度決定されていないため、現段階では未算入。 ・市債(合併特例債)→対象事業費の95%に対して発行可能。 (注) <號入>

・人件費(一般職員)→合併後7年度で約180人削減可能。その後流山市と比べ一般行政職が多い分を更に削減するものとするが、当面8年度以降の2ヵ年度のみにわたり削減見込み分を計上。 <続田>

・人件費 (議員等)→議会議員、農業委員、町3役・教育長の減。 ・公債費 (合併特例債置換効果)→交付税措置のない起債 (約6.9億円)を合併特例債に置き換えることによる通常公債費の削減効果。

昭和44年7月1日 野田市条例第11号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、野田 市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の樹立、調整、その他、その実施に 関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。
- 2 委員は、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は非常勤とする。

(会長、副会長)

- 第4条 審議会に会長、副会長各1名を置き、委員の中から互選する。
- 2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 審議会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第6条 審議会の事務は、市長の定める課において所掌する。

(費用弁償)

第7条 委員には、会議の出席日数に応じ費用弁償を支給する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は市長が別に定める。

野田市総合計画審議会会長様

野田市長 根 本 崇

総合計画の見直しについて(諮問) 野田市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

総合計画基本構想及び基本計画の見直しについて

2 諮問趣旨

平成 15 年 6 月 6 日、平成の合併では千葉県内第 1 号として野田市と関宿町が合併し、 本年 6 月で 3 年が経過しました。

この間、新市建設計画<本編>、野田市総合計画及び関宿町総合計画の3冊を合わせて 新市建設計画とし、この新市建設計画を新市の総合計画として行政運営を行ってきたとこ ろですが、いちいのホールや陸上競技場の整備、まめバスの運行、鉄道駅の東口整備、生 活関連道路の整備等々、新市の建設が着実に進んでおり、合併効果が次第に具体化し始め ていることから、野田市総合計画の前期基本計画終了の見直し時期であるこのタイミング で、改めて新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに新市の均衡を 図るため、必要な修正を行いたいと考えております。

具体的には、合併時に徹底した市民参加により作成した新市建設計画という骨格ができていることから、現計画である3冊を包含したものに、新規事業の追加、終了した事業の削除など、平成20年度から平成27年度までの後期基本計画とするための必要な時点修正を行うとともに、併せて、将来人口については、少子高齢化の急速な進展に伴い、野田市の趨勢人口が今後横ばいから減少に向かうものと考えられることから下方修正し、高速鉄道東京8号線のアナウンス効果による増加分については将来人口とは別枠で積算するなど、基本構想についても必要な見直しを行いたいと考えております。

また、見直し後の新たな野田市総合計画は新市建設計画としても位置づけたいと考えており、その観点からの審議もお願いしたいと考えております。

野田市長 根 本 崇 様

野田市総合計画審議会 会長 内 山 久 雄

総合計画の見直しについて(答申)

平成 18 年 10 月 11 日付野企企第 131 号で諮問のありました野田市総合計画の見直しについて、当審議会において慎重に審議した結果、個々については総合計画の中で述べていますが、下記の考えを付して、別冊のとおり答申いたします。

記

本格的な少子・高齢社会を迎えようとしている今日、さらなる地方分権の進展のもとで、 将来の野田市をどのように構想し、次世代に引き継いでいくのか、まさに自治体の力量が 問われております。

国から地方への権限と財源の移譲を図るための三位一体の改革により、国庫補助負担金や地方交付税の大幅削減がなされ、さらに税収が増えない中で、本市においては、平成19年度の旧野田市分普通交付税が合併後初めて不交付となり、今後もこの状況が続くものと考えられます。

このように厳しい状況だからこそ、地域のことは地域住民自らが決定(自己決定)し、 責任を負っていく(自己責任)という考え方に沿って、市民と行政がそれぞれの役割と責 任を果たす協働のまちづくりが必要であると考えます。

総合計画に掲げる各施策については、できるだけ多くの市民要望が実現できるよう、創意と工夫を凝らす中で、まちづくりに対する市民の意欲と職員の不断の努力によって、総力をあげて取り組むことを要望します。

1 まちづくりの基本的考え方

少子高齢化が進展する状況下にあって、本市が持続的な成長を続けるためには、都市 間競争に打ち勝つ利便性、住みやすさ、生活環境の一層の向上を図り、住んでみたい、 住み続けたいと思えるような魅力あるまちづくりに取り組む必要があると考えます。

また、21 世紀の新しい時代を担う市民自らの手による活力と魅力あるまちづくりを 行うためには、以前にも増して市民と行政との相互の信頼関係を築くことが重要と考え ます。

これまでのまちづくりの考え方を継承し、市民の積極的な参加のもと、市民と行政が 二人三脚で将来都市像「市民が創るふれあいのまち野田ー活力とみどりゆたかな文化福 祉都市」の実現に向け、積極的に取り組んでいただきたい。

2 将来人口と生活利便性の向上

全国的に人口減少傾向にある中、目標年次である平成 27 年の将来人口を約 15 万 6 千人とし、東京直結鉄道整備による人口増については、人口増加のさらなる可能性として別枠で 3 千人から 9 千人と推計しております。

これは、これまでの推計方法を継承しつつ、人口減少社会の到来や土地区画整理事業の進捗状況等を勘案し、できるだけ最新の数値を用いて極めて現実的な考え方のもとに推計したものであります。

少子化対策、雇用促進施策等による若者の定住化など、若い世代が集い、バランスのよい世代構成となるようなまちづくりを行うとともに、東京直結鉄道、東武野田線の複線化等、高齢者や障害者を含めて誰もが便利で快適に暮らせる生活利便性の向上に向けた取組を推進していただきたい。

3 行財政運営の効率化

地方公共団体を取り巻く社会経済情勢は一層厳しさを増し、「国から地方へ」、「官から民へ」の流れも従来にも増して加速するものと予測されるところであり、市民の理解と協力を得ながら、今後とも強力に行政改革に取り組むことが重要と考えます。

特に、「究極の行政改革」ともいわれる合併効果を最大限発揮させることが野田市の 行財政運営における最重要課題であり、収支面におけるプライマリーバランスの黒字化 施策の堅持や債務残高に留意しながらの厳格な財政規律を保ちつつ、市長の強いリーダ ーシップのもと職員の英知を結集し、地方自治の本旨である「最少の経費で最大の効果」 を上げるべく、行財政運営の効率化に努めていただきたい。

4 新市建設計画の更なる推進

本計画は総合計画として、また同時に新市建設計画として位置づけるとの観点から審議したものであり、新市建設計画〈本編〉、旧野田市総合計画及び旧関宿町総合計画の3冊を1冊にまとめ、必要な時点修正を加えたものであります。

平成 15 年 6 月の合併から 4 年余が経過し、合併効果が次第に具体化し始めていることから、改めて新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに新市の均衡ある発展を図るため必要な見直しを行ったものであり、合併の際に市民に約束した諸施策の実現に積極的に取り組んでいただきたい。

5 市民意見の実現のための取組

今回の見直しにあたって、新市建設計画策定時の「新市まちづくり委員会」、各界懇談会、地区別懇談会、郵便、ファックス、電子メールなど幅広く意見募集を行うなどの市民参加に積極的に取り組み、計画策定を行ったことは、大いに評価するものであります。

このことを受け、本審議会は、まちづくりの根幹である総合計画に対する市民意見はできる限り反映する基本的考え方のもと、審議回数を増やす中で十分な検討期間を設け慎重に審議し、審議会としての結論に至ったものであります。

本計画のバックボーンには数多くの市民意見があり、また市民の行政に対する期待は これまで以上に大きいという認識のもと、施策の大綱に基づく具体的な事業への取組に あたっては、最大限の努力をしていただきたい。

野田市総合計画審議会委員名簿(五十音順、敬称略)

平成 19 年 10 月 25 日現在

区分	氏	名	所属団体等	備考
会 長	内山	久 雄	旧野田市総合計画審議会	
副会長	和田	政 夫	野田市社会福祉協議会	
	荒井	茂	連合千葉野田・流山地域協議会	
	飯塚	ひとみ	野田市文化団体協議会	
	飯塚	熙	旧関宿町総合計画審議会	
	上 原	康永	社団法人野田青年会議所	
	宇佐見	節子	野田市母子寡婦福祉会	
	江 原	正子	旧新市まちづくり委員会	
	大 舘	光子	野田市民生委員児童委員協議会	
	大 野	功	野田市自治会連合会	平成19年6月3日委嘱
	加藤	満子	野田市障害者団体連絡会	
	金久保	昭 男	野田市小中学校PTA連絡協議会	
	篠 塚	義正	野田市老人クラブ連合会	
委員	下津谷	えい子	野田市婦人団体連絡協議会	
女 束	寺田	禎 之	旧新市まちづくり委員会	
	永 田	和子	野田商工会議所	
	那須野	平 —	野田市廃棄物減量等推進員会議	
	二ノ宮	正子	野田市社会教育委員	
	野口	義 雄	野田市体育協会	
	鳩貝	道夫	野田市農業振興審議会	
	林	勝己	野田市関宿商工会	
	古谷	友 子	野田市男女共同参画審議会	平成19年8月8日委嘱
	古山	まり子	野田市保健推進員	
	村 松	勝	野田市青少年相談員連絡協議会	
	茂木	康男	みどりのふるさとづくり実行委員会	
	茂田井	加代子	旧新市まちづくり委員会	

【前任者】

委	魝	藤	井	澄	夫	野田市自治会連合会	平成19年6月2日退任
		小	沼	成	子	野田市男女共同参画審議会	平成19年8月7日退任

【任期: 平成 18年 10月 11日~平成 20年 10月 10日】

総合計画(新市建設計画)策定経過

平成 18 年 4 月 総合計画見直しに係る準備作業開始	年月日	事項
6月	平成 18 年 4 月	総合計画見直しに係る準備作業開始
10月11日 第1回総合計画審議会	5月19日	総合計画見直しの基本方針の決定
- 総合計画の見直しについて (諮問) 10月27日 第2回総合計画審議会 - 総合計画基本情想の見直しについて 第3回総合計画審議会 - 総合計画基本計画の見直しについて 平成19年1月25日 第4回総合計画審議会 - 総合計画の素案に対する意見募集 (~5月30日まで) - ・総合計画の素案に対する意見募集 (~5月30日まで) - ・未案の概要版を全戸配布し、郵送やFAX、ホームページで意見募集 4月12日 格区別懇談会 (昼・夜2回) 4月14日 地区別懇談会/中央公民館、中央コミュニティ会館 (欅のホール内) 4月17日 地区別懇談会/同コミュニティ会館 4月21日 地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館 4月21日 地区別懇談会/川間公民館 4月22日 地区別懇談会/川間公民館 5月10日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館 5月10日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館 5月15日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館 5月15日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館 (欅のホール内) 5月12日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館 (ルちいのホール内) 5月12日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館 (いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館 (いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コ北部公民館 5月26日 地区別懇談会/関宿北部公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 - 総合計画の素案に対する市民意見の反映について (1) 8月28日 第6回総合計画審議会 - 総合計画の素案に対する市民意見の反映について (2) 9月26日 第7回総合計画審議会 - 総合計画の素案に対する市民意見の反映について (3) 10月15日 第8回総合計画審議会 - 総合計画の素案に対する市民意見の反映について (4)	6 月	庁内組織による見直し作業を開始
10月27日 第2回総合計画審議会	10月11日	第1回総合計画審議会
- 総合計画基本構想の見直しについて 11月24日 第3回総合計画審議会 - 総合計画基本計画の見直しについて 平成19年1月25日 第4回総合計画審議会 - 新市建設計画に関する事項について - 総合計画の素案に対する意見募集(~5月30日まで) - 宗素の概要版を全戸配布し、郵送やFAX、ホームページで意見募集 4月12日 各界懇談会(屋・夜2回) 4月14日 地区別懇談会/中央公民館、中央コミュニティ会館(欅のホール内) 4月17日 地区別懇談会/南コミュニティ会館 4月21日 地区別懇談会/開宿中央公民館、関宿南部公民館 4月22日 地区別懇談会/川間公民館 4月24日 地区別懇談会/川間公民館 4月24日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館 5月10日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館 5月10日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館 5月10日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月19日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 8月26日 地区別懇談会/関宿北部公民館、福田公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 - 総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 - 総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 - 総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4)		・総合計画の見直しについて(諮問)
11月24日 第3回総合計画審議会	10月27日	第2回総合計画審議会
・総合計画基本計画の見直しについて 平成 19 年 1 月 25 日 第 4 回総合計画審議会 ・新市建設計画に関する事項について ・総合計画の素案に対する意見募集(~5月30日まで) ・素案の概要版を全戸配布し、郵送や FAX、ホームページで意見募集 4 月 12 日 各界懇談会(昼・夜2回) 4 月 14 日 地区別懇談会/中央公民館、中央コミュニティ会館(欅のホール内) 4 月 17 日 地区別懇談会/中央公民館、中央コミュニティ会館(欅のホール内) 4 月 17 日 地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館 4 月 21 日 地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館 4 月 24 日 地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館 5 月 10 日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5 月 10 日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5 月 15 日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5 月 15 日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5 月 19 日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5 月 19 日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 8 月 26 日 地区別懇談会/関宿北部公民館、福田公民館 7 月 27 日 第 5 回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8 月 28 日 第 7 回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9 月 26 日 第 7 回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10 月 15 日 第 8 回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4)		・総合計画基本構想の見直しについて
平成 19 年 1 月 25 日 第 4 回総合計画審議会 ・新市建設計画に関する事項について ・総合計画の素案に対する意見募集(~5月30日まで) ・素案の概要版を全戸配布し、郵送や FAX、ホームページで意見募集 4 月 12 日 各界懇談会(昼・夜 2 回) 4 月 14 日 地区別懇談会/中央公民館、中央コミュニティ会館(欅のホール内) 4 月 17 日 地区別懇談会/南コミュニティ会館 4 月 21 日 地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館 4 月 22 日 地区別懇談会/川間公民館 4 月 24 日 地区別懇談会/川間公民館 5 月 10 日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5 月 12 日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5 月 15 日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(ゆのホール内) 5 月 15 日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5 月 17 日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5 月 18 日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5 月 19 日 地区別懇談会/関宿北部公民館、福田公民館 7 月 27 日 第 5 回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8 月 28 日 第 6 回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9 月 26 日 第 7 回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10 月 15 日 第 8 回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4)	11月24日	第3回総合計画審議会
・新市建設計画に関する事項について ・総合計画の素案について ・総合計画の素案に対する意見募集(~5月30日まで) ・素案の概要版を全戸配布し、郵送やFAX、ホームページで意見募集 4月12日 各界懇談会(昼・夜2回) 4月14日 地区別懇談会/中央公民館、中央コミュニティ会館(欅のホール内) 4月17日 地区別懇談会/南コミュニティ会館 4月21日 地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館 4月22日 地区別懇談会/川間公民館 4月24日 地区別懇談会/川間公民館 4月24日 地区別懇談会/上の場別を受け、中央コミュニティ会館 5月10日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月12日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 第月26日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4)		・総合計画基本計画の見直しについて
- 総合計画の素案について 4月1日 総合計画の素案に対する意見募集(~5月30日まで) ・素案の概要版を全戸配布し、郵送やFAX、ホームページで意見募集 4月12日 各界懇談会(昼・夜2回) 4月14日 地区別懇談会/中央公民館、中央コミュニティ会館(欅のホール内) 4月17日 地区別懇談会/南コミュニティ会館 4月21日 地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館 4月22日 地区別懇談会/川間公民館 4月24日 地区別懇談会/川間公民館 5月10日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月12日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月15日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月15日 地区別懇談会/南部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿北部公民館、福田公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4)	平成 19 年 1 月 25 日	第4回総合計画審議会
4月1日 総合計画の素案に対する意見募集(~5月30日まで) ・素案の概要版を全戸配布し、郵送やFAX、ホームページで意見募集 4月12日 各界懇談会(昼・夜2回) 4月14日 地区別懇談会/中央公民館、中央コミュニティ会館(欅のホール内) 4月17日 地区別懇談会/南コミュニティ会館 4月21日 地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館 4月22日 地区別懇談会/川間公民館 4月24日 地区別懇談会/川間公民館 4月24日 地区別懇談会/川間公民館 5月10日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月12日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月12日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 8月26日 地区別懇談会/関宿北部公民館、関宿中部公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4) 10月25日 第9回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4)		・新市建設計画に関する事項について
・素案の概要版を全戸配布し、郵送やFAX、ホームページで意見募集 4月12日 各界懇談会(昼・夜2回) 4月14日 地区別懇談会/中央公民館、中央コミュニティ会館(欅のホール内) 4月17日 地区別懇談会/南コミュニティ会館 4月21日 地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館 4月22日 地区別懇談会/川間公民館 4月24日 地区別懇談会/川間公民館 5月10日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月12日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿北部公民館、福田公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4)		・総合計画の素案について
4月12日 各界懇談会(昼・夜2回) 4月14日 地区別懇談会/中央公民館、中央コミュニティ会館(欅のホール内) 4月17日 地区別懇談会/南コミュニティ会館 4月21日 地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館 4月22日 地区別懇談会/川間公民館 4月24日 地区別懇談会/川間公民館 5月10日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月12日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月15日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿北部公民館、福田公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4)	4月1日	総合計画の素案に対する意見募集(~5月30日まで)
4月14日 地区別懇談会/中央公民館、中央コミュニティ会館(欅のホール内) 4月17日 地区別懇談会/南コミュニティ会館 4月21日 地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館 4月22日 地区別懇談会/川間公民館 4月24日 地区別懇談会/川間公民館 5月10日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月12日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿北部公民館、福田公民館 5月26日 地区別懇談会/関宿北部公民館、関宿中部公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4)		・素案の概要版を全戸配布し、郵送やFAX、ホームページで意見募集
4月17日 地区別懇談会/南コミュニティ会館 4月21日 地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館 4月22日 地区別懇談会/川間公民館 4月24日 地区別懇談会/ルコミュニティ会館 5月10日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月12日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/南部梅郷公民館、福田公民館 5月26日 地区別懇談会/関宿北部公民館、関宿中部公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4) 第9回総合計画審議会 ・総合計画の素実に対する市民意見の反映について(4)	4月12日	各界懇談会(昼・夜2回)
4月21日 地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館 4月22日 地区別懇談会/川間公民館 4月24日 地区別懇談会/ルコミュニティ会館 5月10日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月12日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿北部公民館、福田公民館 5月26日 地区別懇談会/関宿北部公民館、関宿中部公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4) 第9回総合計画審議会 ・総合計画の見直しについて(答申)	4月14日	地区別懇談会/中央公民館、中央コミュニティ会館(欅のホール内)
4月22日 地区別懇談会/川間公民館 4月24日 地区別懇談会/北コミュニティ会館 5月10日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月12日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/関宿北部公民館、福田公民館 5月26日 地区別懇談会/関宿北部公民館、関宿中部公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4) 10月25日 第9回総合計画審議会 ・総合計画の素実に対する市民意見の反映について(4)	4月17日	地区別懇談会/南コミュニティ会館
4月24日 地区別懇談会/北コミュニティ会館 5月10日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月12日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/南部梅郷公民館、福田公民館 5月26日 地区別懇談会/関宿北部公民館、関宿中部公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4) 10月25日 第9回総合計画審議会	4月21日	地区別懇談会/関宿中央公民館、関宿南部公民館
5月10日 地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内) 5月12日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/南部梅郷公民館、福田公民館 5月26日 地区別懇談会/関宿北部公民館、関宿中部公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4) 10月25日 第9回総合計画審議会 ・総合計画の素産に対する市民意見の反映について(4)	4月22日	地区別懇談会/川間公民館
5月12日 地区別懇談会/東部公民館、北部公民館 5月15日 地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内) 5月19日 地区別懇談会/南部梅郷公民館、福田公民館 5月26日 地区別懇談会/関宿北部公民館、関宿中部公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4) 10月25日 第9回総合計画審議会 ・総合計画の素をに対する市民意見の反映について(4)	4月24日	地区別懇談会/北コミュニティ会館
5月15日地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内)5月19日地区別懇談会/南部梅郷公民館、福田公民館5月26日地区別懇談会/関宿北部公民館、関宿中部公民館7月27日第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1)8月28日第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2)9月26日第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3)10月15日第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4)10月25日第9回総合計画審議会 ・総合計画の見直しについて(答申)	5月10日	地区別懇談会/中央コミュニティ会館(欅のホール内)
5月19日地区別懇談会/南部梅郷公民館、福田公民館5月26日地区別懇談会/関宿北部公民館、関宿中部公民館7月27日第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1)8月28日第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2)9月26日第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3)10月15日第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4)10月25日第9回総合計画審議会 ・総合計画の見直しについて(答申)	5月12日	地区別懇談会/東部公民館、北部公民館
5月26日 地区別懇談会/関宿北部公民館、関宿中部公民館 7月27日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4) 10月25日 第9回総合計画審議会 ・総合計画の見直しについて(答申)	5月15日	地区別懇談会/関宿コミュニティ会館(いちいのホール内)
7月27日 第5回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4) 10月25日 第9回総合計画審議会 ・総合計画の見直しについて(答申)	5月19日	地区別懇談会/南部梅郷公民館、福田公民館
・総合計画の素案に対する市民意見の反映について (1) 8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について (2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について (3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の見直しについて (答申)	5月26日	地区別懇談会/関宿北部公民館、関宿中部公民館
8月28日 第6回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4) 10月25日 第9回総合計画審議会 ・総合計画の見直しについて(答申)	7月27日	第5回総合計画審議会
・総合計画の素案に対する市民意見の反映について (2) 9月26日 第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について (3) 10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の見直しについて (答申)		・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(1)
9月26日第7回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3)10月15日第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4)10月25日第9回総合計画審議会 ・総合計画の見直しについて(答申)	8月28日	第6回総合計画審議会
・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(3)10月15日第8回総合計画審議会・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4)10月25日第9回総合計画審議会・総合計画の見直しについて(答申)		・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(2)
10月15日 第8回総合計画審議会 ・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4) 10月25日 第9回総合計画審議会 ・総合計画の見直しについて(答申)	9月26日	第7回総合計画審議会
・総合計画の素案に対する市民意見の反映について(4) 10月25日 第9回総合計画審議会 ・総合計画の見直しについて(答申)		・総合計画の素案に対する市民意見の反映について (3)
10月25日 第9回総合計画審議会 ・総合計画の見直しについて(答申)	10月15日	第8回総合計画審議会
・総合計画の見直しについて(答申)		・総合計画の素案に対する市民意見の反映について (4)
	10月25日	第9回総合計画審議会
		・総合計画の見直しについて(答申)
11月15日 │ 千葉県知事より新市建設計画の変更に係る協議について同意する旨の回	11 月 15 日	千葉県知事より新市建設計画の変更に係る協議について同意する旨の回
		答
12月11日 市議会で野田市総合計画基本構想及び新市建設計画の変更についての議	12 月 11 日	市議会で野田市総合計画基本構想及び新市建設計画の変更についての議
案可決		案可決